

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照表

目次

○ 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）	1
○ 国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和五十九年総理府令第二十四号）	4
○ 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）	5
○ 電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）	7
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和六十年自治省令第二十八号）	10
○ 住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）	11
○ 納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しに関する省令（平成十三年総務省令第百五十八号）	12
○ 納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しに関する省令（平成十九年総務省令第九十九号）	13
○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令（平成十九年総務省令第百十六号）	14
○ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）	17
○ 自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令（平成二十一年総務省令第十四号）	21

改正案	現行
<p>第二十二條の二 地方自治法第二百六十條の三十八第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。</p> <p>一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書</p> <p>二 第十八條の規定により提出した保有資産目録又は保有予定資産目録。ただし、当該書類に申請不動産の記載がないときは、申請不動産の所有に係る事項について総会で議決したことを証する書類</p> <p>三 申請者が代表者であることを証する書類</p> <p>四 地方自治法第二百六十條の三十八第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料</p> <p>2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。</p> <p>第二十二條の三 地方自治法第二百六十條の三十八第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 地方自治法第二百六十條の三十八第一項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所</p> <p>二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

る事項

三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の四 地方自治法第二百六十條の三十八第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の五 地方自治法第二百六十條の三十八第五項に規定する通知は、第二十二條の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

（新設）

（新設）

別記

(略)

申請書様式(第二十二條の二関係)

(略)

申出書様式(第二十二條の三関係)

(略)

情報提供様式(第二十二條の四関係)

(略)

通知書様式(第二十二條の五関係)

(略)

別記

(略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

改正案	現行
<p>（指定都市における調査区の設定）</p> <p>第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）における調査区の設定は、当該指定都市の区又は総合区の区域を区分して、前条に規定する基準により行うものとする。</p> <p>（調査区の修正の事由）</p> <p>第三条 令第八条第二項の総務省令で定める事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 指定都市の区又は総合区の区域の変更</p> <p>二 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>四 （略）</p> <p>五 （略）</p>	<p>（指定都市における調査区の設定）</p> <p>第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）における調査区の設定は、当該指定都市の区の区域を区分して、前条に規定する基準により行うものとする。</p> <p>（調査区の修正の事由）</p> <p>第三条 令第八条第二項の総務省令で定める事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 指定都市の区の区域の変更</p> <p>二 調査区内の世帯数の著しい増加又は減少</p> <p>三 災害の発生、都市計画事業の施行等による調査区内の土地の区画形質の著しい変更</p> <p>四 第一条第三項第二号から第四号までに掲げる施設等の設置、除却又は用途の変更</p> <p>五 第一条第四項第一号及び第二号に掲げる港湾区域又は同項第二号に掲げる漁港の水域の変更</p>

改正案	現行
<p>（登録を要しない電気通信事業）</p> <p>第三条 法第九条第一号の総務省令で定める基準は、設置する電気通信回線設備が次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 端末系伝送路設備（端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）の設置の区域が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区又は総合区の区域）を超えないこと。</p> <p>二 中継系伝送路設備（端末系伝送路設備以外の伝送路設備をいう。以下同じ。）の設置の区間が一の都道府県の区域を超えないこと。</p> <p>2 都道府県、市町村（特別区を含む。）又は指定都市の区若しくは総合区の区域の変更に、法第十六条の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定める基準に該当しないこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、法第九条第一号の登録を受けず、電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。</p>	<p>（登録を要しない電気通信事業）</p> <p>第三条 法第九条第一号の総務省令で定める基準は、設置する電気通信回線設備が次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 端末系伝送路設備（端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）の設置の区域が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域）を超えないこと。</p> <p>二 中継系伝送路設備（端末系伝送路設備以外の伝送路設備をいう。以下同じ。）の設置の区間が一の都道府県の区域を超えないこと。</p> <p>2 都道府県、市町村（特別区を含む。）又は指定都市の区の区域の変更に、法第十六条の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定める基準に該当しないこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、法第九条第一号の登録を受けず、電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。</p>

(読替え)

第四十七条の二 法第二百二十九条第一項又は第三百三十八条第三項の裁定の申請において、使用しようとする土地等が次の各号に掲げるものに所在するときは、第四十三条及び前条の規定中「市町村」とあるのは、当該各号に規定する語句と読み替えて適用する。

- 一 特別区のある地 特別区
- 二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市 区又は総合区

様式第 1 (第 4 条第 1 項関係)

2 電気通信設備の概要

(略)

注 1 (略)

2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村(特別区)にあつては区、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては区又は総合区を単位として記載すること。都道府県の全部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全国を設置の区域とする場合は全国と記載すること。

3～6 (略)

様式第 8 (第 9 条第 1 項、第60条の2関係)

2 電気通信設備の概要(電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。)

(読替え)

第四十七条の二 法第二百二十九条第一項又は第三百三十八条第三項の裁定の申請において、使用しようとする土地等が次の各号に掲げるものに所在するときは、第四十三条及び前条の規定中「市町村」とあるのは、当該各号に規定する語句と読み替えて適用する。

- 一 特別区のある地 特別区
- 二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市 区

様式第 1 (第 4 条第 1 項関係)

2 電気通信設備の概要

(略)

注 1 (略)

2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村(特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市)の区にあつては、当該区を単位として記載すること。都道府県の全部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全国を設置の区域とする場合は全国と記載すること。

3～6 (略)

様式第 8 (第 9 条第 1 項、第60条の2関係)

2 電気通信設備の概要(電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。)

<p>(略)</p> <p>注 1 (略)</p> <p>2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村 (特別区に <u>あつては区、</u> 地方自治法第252条の19第 1 項の指定都市に<u>あつては 区又は総合区</u>) を単位として記載すること。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>注 1 (略)</p> <p>2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村 (特別区及び 地方自治法第252条の19第 1 項の指定都市の区に<u>あつては、当該区)</u> を単位として記載すること。</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>様式第38の 8 (第40条の10第 1 項第 1 号、第40条の14第 1 項第 2 号ニ関係)</p> <p>2 電気通信設備の概要 (略)</p> <p>注 1 (略)</p> <p>2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村 (特別区に <u>あつては区、</u> 地方自治法第252条の19第 1 項の指定都市に<u>あつては 区又は総合区。 4 において同じ。)</u> を単位として記載すること。 都道府県の全部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全 国を設置の区域とする場合は全国と記載すること。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>様式第38の 8 (第40条の10第 1 項第 1 号、第40条の14第 1 項第 2 号ニ関係)</p> <p>2 電気通信設備の概要 (略)</p> <p>注 1 (略)</p> <p>2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村 (特別区及び <u>地方自治法第252条の19第 1 項の指定都市の区に<u>あつては、当該区 。 4 において同じ。)</u> を単位として記載すること。都道府県の全 部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全国を設置の区 域とする場合は全国と記載すること。</u></p> <p>3～6 (略)</p>
<p>様式第38の 9 (第40条の10第 1 項第 2 号関係)</p> <p>2 電気通信設備の概要 (略)</p> <p>注 1 (略)</p>	<p>様式第38の 9 (第40条の10第 1 項第 2 号関係)</p> <p>2 電気通信設備の概要 (略)</p> <p>注 1 (略)</p>

<p>2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村（特別区に あつては区、<u>地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては 区又は総合区。</u>4において同じ。）を単位として記載すること。 都道府県の全部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全 国を設置の区域とする場合は全国と記載すること。</p> <p>3～6（略）</p>	<p>2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村（特別区及び 地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区にあつては、当該区 。4において同じ。）を単位として記載すること。都道府県の全 部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全国を設置の区 域とする場合は全国と記載すること。</p> <p>3～6（略）</p>
---	---

改正案	現行
<p>（電気通信主任技術者の選任を要しない場合）</p> <p>第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第四項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区又は総合区の区域）を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満である場合であつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （略）</p>	<p>（電気通信主任技術者の選任を要しない場合）</p> <p>第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第四項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域）を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満である場合であつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に二年以上従事した経験を有するもの</p> <p>二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に四年以上従事した経験を有するもの</p>

三 (略)

四 (略)

2 (略)

3 (略)

4 市町村(特別区を含む。)又は指定都市の区若しくは総合区の区域が変更された場合は、当該変更前に法第九条の登録を受け、又は法第十六条第一項の規定により届け出た電気通信事業者については、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、第一項中「市町村(特別区を含む。)」の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第三項において単に「指定

三 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に八年以上従事した経験を有するもの
四 総務大臣が前各号に掲げる者のいずれかと同等以上の能力を有するものと認める者

2 前項の規定にかかわらず、事業用電気通信設備について、総務大臣が別に告示する要件に適合するものとして総務大臣が認めるものにあつては、法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の都道府県の区域を超えない場合であつて、当該区域における利用者の数が三万未満であり、かつ、前項各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。

3 前二項に規定する要件を満たす電気通信事業者は、第一項各号のいずれかに該当する者を配置したときは、遅滞なく、当該配置した者の氏名を記載した書類に、当該配置に係る者が同項各号のいずれかに規定する要件を備えることを証明する書類の写しを添えて総務大臣に報告しなければならぬ。

4 市町村(特別区を含む。)又は指定都市の区の区域が変更された場合は、当該変更前に法第九条の登録を受け、又は法第十六条第一項の規定により届け出た電気通信事業者については、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、第一項中「市町村(特別区を含む。)」の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第三項において単に「指定都市」という。

都市」という。）にあつてはその区又は総合区の区域」とあるのは、「市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区又は総合区の区域）及び変更前の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつてはその区又は総合区の区域）」と読み替えるものとする。

）にあつてはその区の区域」とあるのは、「市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域）及び変更前の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつてはその区の区域）」と読み替えるものとする。

○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和六十年自治省令第二十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出の手續及び申出につき明らか にしなければならぬ事項等）</p> <p>第二条 法第十一条の二第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの 閲覧の申出は、同条第二項各号及び次項各号に掲げる事項を明らかにす るため市町村長（特別区にあつては区長、地方自治法（昭和二十二年法 律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区長 又は総合区長。以下同じ。）が適当と認める書類を提出してしなければ ならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出の手續及び申出につき明らか にしなければならぬ事項等）</p> <p>第二条 法第十一条の二第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの 閲覧の申出は、同条第二項各号及び次項各号に掲げる事項を明らかにす るため市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号 ）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長。以下同じ 。）が適当と認める書類を提出してしなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例の請求手続）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 法第十二条の四第一項に規定する総務省令で定める書類は、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて当該請求者が本人であることを確認するため市町村長（特別区にあつては区長、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区長又は総合区長。第六条及び第九条において同じ。）が適当と認めるものとする。</p>	<p>（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例の請求手続）</p> <p>第四条 法第十二条の四第一項の規定に基づき住民票の写しの交付の請求をする者は、同項に基づく住民票の写しの交付の請求である旨並びに次に規定する書類を提示した場合には、その者の住民票コード又は出生の年月日及び男女の別を明らかにしなければならない。</p> <p>2 法第十二条の四第一項に規定する総務省令で定める書類は、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて当該請求者が本人であることを確認するため市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長。第六条及び第九条において同じ。）が適当と認めるものとする。</p>

○ 納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し of 事務の郵便局における取扱いに関する省令（平成十三年総務省令第百五十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（揭示）</p> <p>第一条 日本郵便株式会社は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第二号、第三号又は第五号に掲げる事務を取り扱う郵便局（法第一条に規定する郵便局をいう。）</u>ごとに、公衆の見やすい場所に、当該事務を取り扱わせることとした地方公共団体（以下「指定地方公共団体」という。）<u>、</u>取り扱う事務の内容及び当該事務の取扱時間を揭示しなければならない。</p> <p>（本人確認の方法）</p> <p>第二条 法<u>第二条</u>の規定に基づき納税証明書（<u>同条第二号</u>に規定する納税証明書をいう。以下同じ。）<u>、</u>住民票の写し等（<u>同条第三号</u>に規定する住民票の写し等をいう。以下同じ。）<u>又は</u>印鑑登録証明書（<u>同条第五号</u>に規定する印鑑登録証明書をいう。以下同じ。）の交付の請求を受け付ける際の本人確認は、日本郵便株式会社が、<u>法第二条第二号、第三号又は第五号に掲げる事務に従事する職員（以下「郵便局取扱事務従事職員」という。）</u>をして、当該請求を行う者に対し、必要な証明を求めさせることにより行うものとする。</p>	<p>（揭示）</p> <p>第一条 日本郵便株式会社は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げる事務を取り扱う郵便局（法第一条に規定する郵便局をいう。）</u>ごとに、公衆の見やすい場所に、当該事務を取り扱わせることとした地方公共団体（以下「指定地方公共団体」という。）<u>、</u>取り扱う事務の内容及び当該事務の取扱時間を揭示しなければならない。</p> <p>（本人確認の方法）</p> <p>第二条 法<u>第二条第一項</u>の規定に基づき納税証明書（<u>同項第二号</u>に規定する納税証明書をいう。以下同じ。）<u>、</u>住民票の写し等（<u>同項第三号</u>に規定する住民票の写し等をいう。以下同じ。）<u>又は</u>印鑑登録証明書（<u>同項第五号</u>に規定する印鑑登録証明書をいう。以下同じ。）の交付の請求を受け付ける際の本人確認は、日本郵便株式会社が、<u>法第二条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げる事務に従事する職員（以下「郵便局取扱事務従事職員」という。）</u>をして、当該請求を行う者に対し、必要な証明を求めさせることにより行うものとする。</p>

(請求書類の送付)

第三条 日本郵便株式会社は、法第二条の規定に基づき納税証明書又は印鑑登録証明書を引き渡したときは、遅滞なく、郵便局取扱事務従事職員をして、当該引渡しに係る請求書類を当該引渡しの事務に係る指定地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市又は区若しくは総合区）の長に送付させるものとする。

2 前項の規定は、法第二条の規定に基づき住民票の写し等を引き渡した場合について準用する。この場合において、前項中「市又は区若しくは総合区」とあるのは、「区又は総合区」と読み替えるものとする。

(請求書類の送付)

第三条 日本郵便株式会社は、法第一条の規定に基づき納税証明書又は印鑑登録証明書を引き渡したときは、遅滞なく、郵便局取扱事務従事職員をして、当該引渡しに係る請求書類を当該引渡しの事務に係る指定地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市又は区）の長に送付させるものとする。

2 前項の規定は、法第一条の規定に基づき住民票の写し等を引き渡した場合について準用する。この場合において、前項中「市又は区」
とあるのは、「区」と読み替えるものとする。

○ 納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの際の業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令（平成十八年総務省令第九十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（請求書類の送付）</p> <p>第三条 公共サービス実施民間事業者は、法第二十三条において準用する法第二十条第一項の規定に基づき締結した契約により納税証明書又は印鑑登録証明書を引き渡したときは、遅滞なく、特定業務従事者をして、当該引渡しに係る請求書類を当該引渡しの業務に係る委託地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市又は区若しくは総合区）の長に送付させるものとする。</p> <p>2 前項の規定は、法第三十四条第一項の規定に基づき住民票の写し等を引き渡した場合について準用する。この場合において、前項中「市又は区若しくは総合区」とあるのは、「区又は総合区」と読み替えるものとする。</p>	<p>（請求書類の送付）</p> <p>第三条 公共サービス実施民間事業者は、法第二十三条において準用する法第二十条第一項の規定に基づき締結した契約により納税証明書又は印鑑登録証明書を引き渡したときは、遅滞なく、特定業務従事者をして、当該引渡しに係る請求書類を当該引渡しの業務に係る委託地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市又は区）の長に送付させるものとする。</p> <p>2 前項の規定は、法第三十四条第一項の規定に基づき住民票の写し等を引き渡した場合について準用する。この場合において、前項中「市又は区」とあるのは、「区」と読み替えるものとする。</p>

○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令（平成十九年総務省令第百十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（施設及び設備）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区（法第二条第二号及び第五号に掲げる事務の実施にあつては、市又は区若しくは総合区））との間で証明書等及びこれらの交付の請求に係る書類に記載された情報を電磁的方法により送受信する場合は、個人情報の適正な取扱いその他郵便局取扱事務の適正かつ確実な実施を確保することができる送受信設備</p>	<p>（施設及び設備）</p> <p>第一条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第三条第一項第二号に規定する総務省令で定める施設及び設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第二条各号に規定する戸籍謄本等、除籍謄本等、納税証明書、住民票の写し等、戸籍の附票の写し及び印鑑登録証明書（以下この条において「証明書等」という。）並びにこれらの交付の請求に係る書類を、同条各号に掲げる事務に従事する職員（以下「郵便局取扱事務従事職員」という。）及び当該請求を行う者以外の者が、容易に見ることができないように適切な措置が講じられた施設</p> <p>二 地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区（法第二条第二号及び第五号に掲げる事務の実施にあつては、市又は区））との間で証明書等及びこれらの交付の請求に係る書類に記載された情報を電磁的方法により送受信する場合は、個人情報の適正な取扱いその他郵便局取扱事務の適正かつ確実な実施を確保することができる送受信設備</p>

三
(略)

三 証明書等の交付の請求に係る書類等を適切に保管することができる
設備

改正案	現行
<p>第一条 （略）</p> <p>第二条 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 総務省関係法令に規定する手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術利用法」という。） 第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特段の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術利用法において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。</p> <p>二 電子証明書 次に掲げるもの（行政機関等が情報通信技術利用法第</p>

三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)をいう。

イ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する電子証明書

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一号に規定する電子証明書をいう。)

ハ 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第十二条の第二項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(適用範囲)

第三条 この省令は、別表の上欄に掲げる法令の下欄に掲げる規定に基づく手続等について適用する。

別表(第三条関係)

法令名	条項
地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)	第九条第三項(第九条の三第六項において準用する場合を含む。)、第九条の二第二項、第七十四条の二第十項(第二百五十二条の十二(第二百五十二条の十三において準用する場合を含む。)、第二百九十一条の六第一項

第三条 (略)

別表(第三条関係)

法令名	条項
地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)	第九条第三項(第九条の三第六項において準用する場合を含む。)、第九条の二第二項、第七十四条の二第十項(第二百五十二条の十二(第二百五十二条の十三において準用する場合を含む。)、第二百九十一条の六第一項

<p>地方自治法 施行規則（ 昭和二十二 年内務省令</p>	<p>(略)</p>	
<p>第十二条の三の二第一項、第十七条の十、第十八条、第 二十条、第二十一条、第二十二条、第二十二條の二、第 二十二条の三第二項及び第三項、第二十二條の四並びに 第二十二條の五</p>	<p>(略)</p>	<p>及び第五項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平 成十六年法律第五十九号）第五条第三十項において準用 する場合を含む。）、第四百四十三条第二項、第二百三十 二条の六第一項（市町村の合併の特例に関する法律第四 十七条において準用する場合を含む。）、第二百四十四 条の二第七項（市町村の合併の特例に関する法律第四十 八条第三項において準用する場合を含む。）、第二百四 十五条の八第一項、第二項及び第四項、第二百四十九 条の六、第二百五十条第二項、第二百五十条の四、第二百五 十条の六、第二百五十条の十三第一項から第三項まで、第 二百五十条の十七第二項、第二百五十条の十九第二項、 第二百五十一条の二第一項、第四項及び第七項、第二百 五十一条の三第一項から第三項まで、第十二項及び第十 三項、第二百五十一条の三の二第三項、第二百五十二條 の二第七項、第二百五十二條の三十二第一項並びに第二 百六十一条第四項</p>
<p>地方自治法 施行規則（ 昭和二十二 年内務省令</p>	<p>(略)</p>	
<p>第十二条の三の二第一項、第十七条の十、第十八条、第 二十条、第二十一条及び第二十二條</p>	<p>(略)</p>	<p>及び第五項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平 成十六年法律第五十九号）第五条第三十項において準用 する場合を含む。）、第四百四十三条第二項、第二百三十 二条の六第一項（市町村の合併の特例に関する法律第四 十七条において準用する場合を含む。）、第二百四十四 条の二第七項（市町村の合併の特例に関する法律第四十 八条第三項において準用する場合を含む。）、第二百四 十五条の八第一項、第二項及び第四項、第二百四十九 条の六、第二百五十条第二項、第二百五十条の四、第二百五 十条の六、第二百五十条の十三第一項から第三項まで、第 二百五十条の十七第二項、第二百五十条の十九第二項、 第二百五十一条の二第一項、第四項及び第七項、第二百 五十一条の三第一項から第三項まで、第十二項及び第十 三項、第二百五十二條の三十二第一項並びに第二百六十 一条第四項</p>

(略)	第二十九号
(略)	
(略)	第二十九号
(略)	

○ 自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手續に関する省令（平成二十一年総務省令第十四号）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（申請書）</p> <p>第四十二条 法第二百五十二条の二第七項の文書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 紛争の当事者</p> <p>二 処理方策の提示を求める事項（当事者の主張の要点を含む。）</p> <p>三 紛争の経過</p> <p>四 申請の年月日</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、処理方策の提示を行うについて参考となる事項</p>	<p>（申請書）</p> <p>第四十二条 法第二百五十二条の二第七項の文書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 紛争の当事者</p> <p>二 処理方策の提示を求める事項（当事者の主張の要点を含む。）</p> <p>三 紛争の経過</p>

